

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和7年11月12日（水）午前8時54分から 午前9時40分まで
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者の職・氏名	<p>【出席者】</p> <p>松下市長、宇野副市長、二見教育長、又賀市長公室長、 千葉危機管理監、濱総務部長、紺清市民環境部長、 佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、 奥山生涯学習部長、 小笠原監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長</p> <p>（担当課1）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐</p> <p>（担当課2）</p> <p>金子総務部次長兼財政課長、榎本同課主幹兼課長補佐</p> <p>（担当課3）</p> <p>関口学校教育部次長兼教育総務課長、河本同課主幹兼課長補佐、 佐賀同課学校施設係長</p> <p>（事務局）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、 下川同課政策企画係主任</p>
欠席者の職・氏名	欠席者なし
議題	<p>1 (仮称) 朝霞市福祉等複合施設の機能および配置計画の 再検討について</p> <p>2 朝霞市中期財政計画（令和8年度～令和12年度）（案）</p> <p>3 朝霞市学校施設長寿命化計画（第2期）（素案）</p> <p>4 令和7年第4回朝霞市議会定例会提出議案</p>

会議資料	<p>(議題1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1－1】(仮称) 朝霞市福祉等複合施設の機能および配置計画の再検討について ・【資料1－2】東武東上線朝霞台駅再整備に伴う朝霞台駅周辺エリアにおけるまちづくりに関する協定（案） ※一部抜粋 <p>(議題2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料2】朝霞市中期財政計画（案） <p>(議題3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料3】朝霞市学校施設長寿命化実施計画（第2期）（素案）概要 ・【資料4】朝霞市学校施設長寿命化計画（第2期）（素案） <p>(議題4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年第4回朝霞市議会定例会提出議案 (第72号～第87号) 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	<table border="1" data-bbox="457 1143 857 1253"> <tr> <td data-bbox="457 1143 857 1253">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td data-bbox="857 1143 1430 1253"><input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</td> </tr> </table>	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
傍聴者の数	—	
その他の必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

- 1 (仮称) 朝霞市福祉等複合施設の機能および配置計画の再検討について

【説明】

(担当課 1 : 櫻井市長公室次長兼政策企画課長)

資料 1-1 をご覧いただきたい。

(仮称) 朝霞市福祉等複合施設については、今年度中に実施計画がまとまり、来年度から工事着工の流れを予定しているが、2点目、再検討の背景となる環境の変化として、(仮称) 朝霞市福祉等複合施設に近接する東武東上線朝霞台駅の駅舎改築が将来的に見込まれ、これに伴い、駅周辺エリア都市機能、人の流れ、利便性等が大きく変わる可能性がある。

また、東武鉄道株式会社とはこれまで、令和6年8月1日付けで、朝霞台駅再整備及び駅前広場等周辺環境の整備の検討推進に関する覚書を取り交わし、検討を進めているところだが、令和7年10月6日に東武鉄道株式会社から東武東上線朝霞台駅再整備に伴う朝霞台駅周辺エリアにおけるまちづくりに関する協議の開始について申し出があり、市は東武鉄道株式会社との間で、駅や広場のみならず駅周辺エリアについても価値の向上などに繋げていくため、協定の締結に向けて協議を進めている。

資料 1-2 をご覧いただきたい。

現在、協議中の協定案の一部を抜粋したものである。

目的としては、対象地域の個性・特色及び強みを生かしながら、持続可能なまちの実現を目指し、市と東武鉄道株式会社が連携・協力して検討・推進していくこととし、取り組み事項としては、朝霞台駅再整備に伴う駅前広場等の周辺環境の整備に関することや同駅再整備に伴う駅・駅周辺の必要な機能及び配置の検討に関するなどを位置付けている。

資料 1-1 の3点目、朝霞台駅周辺まちづくりの推進として、協議を進めている協定により、東武鉄道株式会社と連携し、駅を中心としたまちづくりを推進し、朝霞台出張所やリサイクルプラザなど近隣の公共施設も含めて、必要な機能と配置を一体的に検討するもので、市民にとって複合的で利便性の高い公共拠点を形成することも想定されている。

1点目の計画再検討の必要性と4点目的一体的・総合的再検討の目的だが、(仮称) 朝霞市福祉等複合施設についても朝霞台駅周辺エリアにあることから、単独で進めるではなく駅周辺の整備計画と歩調を合わせることとし、近隣での大規模なインフラ整備の将来的な見通しを踏まえ、計画の最適化を図るため、近接する既存公共施設も含めたエリアを対象に一体的かつ総合的に再検討することが最善であると判断した。

溝沼浄水場跡地の利活用が駅周辺整備の核となり、地域ニーズに応える生活・交流・福祉等の複合拠点となるよう長期的な視点からその機能と配置の最適化を図っていきたいと考えている。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については政策調整会議で審議している。

政策調整会議の審議について報告する。

「これまで進めてきた実施計画等は白紙になるのか。」との質問に対し、「白紙になるわけではなく、駅舎や駅周辺の整備、近隣の公共施設も含めて一体的に検討するために一旦保留するものである。」との回答があった。

次に、「朝霞台駅再整備に伴う朝霞台駅周辺エリアにおけるまちづくりに関する協定はいつごろ締結する予定か。」との質問に対し、「年内には締結できるよう進めている。」との回答があった。

最後に、「住民説明会は考えているのか。」との質問に対し、「広報への掲載を考えている。」との回答があった。

これらの審議の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

2 朝霞市中期財政計画（令和8年度～令和12年度）（案）

【説明】

（担当課2：金子総務部次長兼財政課長）

資料2をご覧いただきたい。

本計画は、これまで毎年度、総合計画実施計画に合致させながら5年間の中期的な財政推計を作成してきたが、今回改めて、持続可能な行財政運営を行っていく観点から財政計画として策定したものである。

1ページをご覧いただきたい。

財政計画策定の目的だが、中期的な財政収支の見通しを立てることにより、現在及び将来における課題点を捉え、将来の財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにするとともに、総合計画実施計画に掲げられている施策を実施する上で、事業の選択や位置付けをする際の指針とし、持続可能な行財政運営を行うために策定するものとしている。

次に、財政計画策定の基本的な考え方だが、計画期間は流動的な社会情勢等から中期計画とし、令和8年度から令和12年度までの5年間としている。

会計単位は一般会計で、計画の見直しは毎年度行うものとしている。

続いて、本市の財政状況だが、令和2年度から令和6年度までの過去5年間の歳入の状況、歳出の状況、基金の状況、市債の状況、標準財政規模の推移、財政指標を掲載している。

次に4ページの中期財政計画をご覧いただきたい。

歳入・歳出の見通しとして、歳入・歳出とも令和7年度は当初予算が骨格予算だったため、当初予算額と6月補正額の合計を記載し、令和8年度から12年度については、過去の実績や歳出の事業費の額の伸びなどを考慮し、積算したものとなっている。

なお、推計方法については、5ページ、6ページ目に記載している。

4ページに戻り、歳入の主なものであるが、市税の個人市民税は税制改正や生産年齢人口、過去の実績の推移を、固定資産税及び都市計画税は評価替えやあずま南地区土地区画整理を基に見込み、他の税目は実績等を踏まえ見込んだものになっている。

次に、国県支出金は、現行の補助制度の対象事業を前提に、扶助費の伸びに合わせ、国庫支出金は2分の1を、県支出金は4分の1の増を見込むほか、今後の大型事業に係る額についても見込んでいる。

次に、繰入金は、公共施設マネジメント基金繰入金として、継続費や建物系公共施設マネジメント実施計画等を基に見込んだ額となっている。

なお、財政調整基金は見込まないものとしている。

次に、市債は、普通建設事業債に係る額を見込んでいる。

続いて、歳出だが、人件費は人事院勧告や人員配置、過去の実績を踏まえ見込んでいる。

次に、扶助費は過去の実績を踏まえ見込んでいる。

次に、公債費は、発行済みの市債の元利償還金に各年度における発行予定額の償還金を見込んでいる。

次に、普通建設事業債は、令和7年度当初予算額の経常的な額に、令和7年度までに設定された継続費や今後の大型事業、建物系公共施設マネジメント実施計画等で予定している事業を加えた額を見込んでいる。

なお、歳出については、今後見込まれる大型事業や建物系公共施設マネジメント実施計画等で予定している事業の額を加えて積算しているが、新規拡充事業の額は見込むことが難しいことから、計画には反映していない。

これら各年度の歳入額から歳出額を差し引いたものを、歳入と歳出の差額として数値を示している。各年度、歳出額の方が大きく、差額としてはマイナスとなっており、このマイナスは、ゴミ処理広域化による建設が完了する令和11年度がピークとなり、令和12年度は歳入と歳出の差額は減るものマイナスとなっている。

続いて、これらの推計から積算した財政調整基金の年度末残高見込みであるが、令和11年度では、基金残高は約8,300万円となっているが、令和12年度以降、マイナスになる見込みである。

次に、6ページの財政運営判断指標の目標値をご覧いただきたい。

これらの状況から、経常収支比率は目標値を90%から95%、財政調整基金残高は25億円から30億円として目標値を設定した。

次に、7ページの財政見通しに係る課題と対応をご覧いただきたい。

課題として、経常収支比率がここ数年97%を超えており、財政に柔軟性を持たせることが課題であること、また、扶助費や人件費の経常的経費の増加やごみ処理広域化事業の実施などにより、厳しい財政状況となっていることから、新たな行政需要に的確に対応するためには、財政構造の柔軟性や財政運営の安定性を確保することにより、長期的な視点で持続可能な行財政運営に取り組む必要があることを述べている。

次に、対応だが、財政構造の柔軟性の確保として、経常収支比率について低減を図ることとし、財源の確保、経常的経費の縮減、特別会計等の独立採算化を挙げている。また、この対応については、行政改革推進基本方針及び令和8年度行政改革推進実施計画の取り組みの中で実施していくと考えている。

次に、財政運営の安定性の確保として、財政調整基金を25億円から30億円程度の確保に努めること、財政調整基金からの繰入れを極力抑えた予算編成に努めること、公共施設マネジメント基金は、基金の残高を踏まえ計画的に積み立てを行うこと、市債の活用については、後年度に過重な負担を強いることがないよう事業の選択、実施時期の精査、残高見込み等も勘案することとしている。

なお、この中期財政計画については、庁議にて承認いただいた後、市議会議員に情報提供するとともに、市ホームページで公開したいと考えている。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「財政調整基金が令和12年度からマイナスに転じているが、主な理由は何か。」との質問に対し、「朝霞和光資源循環組合の負担金の支払いと扶助費の増額が大きな要因である。」との回答があった。

次に、「この計画を策定し公表する目的は何か。」との質問に対し、「厳しい財政状況であることを議員や市民に認識してもらい、行政改革実施計画でより厳しく取り組む必要があることを、財政的なデータで裏付けている。」との回答があった。

最後に、「中期計画とは5年でよいのか。」との質問に対し、「中期の期間に決まりはなく、国では3年間としていることもある。10年間の計画だと不確実性が高まってしまうため、まずは5年間の計画として策定している。」との回答があった。

これらの審議の結果、必要に応じて修正し、序議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

3 朝霞市学校施設長寿命化計画（第2期）（素案）

【説明】

（担当課3：関口学校教育部次長兼教育総務課長）

資料3をご覧いただきたい。

策定の経緯だが、朝霞市の学校施設の多くは、昭和40年代後半から50年代の児童生徒が急増した時期に建設され、小中学校全15校のうち、築40年以上の学校施設が5割を占め、経年による老朽化が進んでいる。

令和2年3月に策定した朝霞市学校施設長寿命化基本方針と令和3年2月に策定された朝霞市公共施設等マネジメント実施計画を合わせて、朝霞市学校施設長寿命化計画と位置付けていたが、今回の計画改定に合わせて、学校施設の改築や改修等についての具体的な実施方針・実施計画を位置付けるものとして、本計画を策定するものである。

計画策定は令和6年度から検討を開始し、策定に当たっては、教育委員会内で6回、府内で5回の検討委員会を実施し、検討を重ねてきた。

次に、計画期間だが、第2期の計画期間として、令和8年度から令和17年度の10年間の計画としている。

次に、対象施設だが、校舎、屋内運動場、プール施設である。

なお、給食調理設備を除く自校給食施設と校舎内にある放課後児童クラブ及び防災倉庫は、校舎と一体の改修が想定されるため、本計画の対象施設としている。

計画書の構成だが、資料4をご覧いただきたい。

「はじめに」の第1章以降、「第2章 学校施設の実態」、「第3章 学校施設の目指すべき姿と課題」、「第4章 学校施設整備の基本的な方針」、「第5章 学校施設の長寿命化に向けた改修計画」、「第6章 学校施設の改築や改修、維持管理の効率化手法の事例」、「第7章 長寿命化に向けた今後の取組」となっている。

次に、本計画の主要な部分である改築・改修の優先度及び実施計画について説明する。

計画書の31ページをご覧いただきたい。

改築の優先度だが、各学校の建物の築年数や劣化状況等の健全度により判定した結果、改築を行う学校の優先順位については、朝霞第二中学校、朝霞第二小学校、朝霞第一小学校、朝霞第三小学校の順に実施することとしている。

なお、健全度の総評については、21ページに記載している。

老朽化状況の総評の1点目、構造躯体の健全性評価において、第二中学校の一部の校舎について、コンクリート圧縮強度が長寿命化対象施設の判定値である 13.5 N/mm^2 を下回っているが、コンクリート圧縮強度の低い建物が直ちに危険というわけではなく、耐震補強工事も適切に実施し、安全性を確保している旨を追記している。

続いて、34ページをご覧いただきたい。

長寿命化改修の優先度である。建物の劣化状況等の健全度により判定した結果、長寿命化改修を行う学校の優先順位については、朝霞第三中学校、朝霞第四中学校、朝霞第七小学校、朝霞第八小学校の順で着手することとしている。

次に、39ページをご覧いただきたい。

改築や長寿命化の優先度を踏まえ、令和8年度から令和17年度までの実施計画を作成した。

まず改築だが、優先順位1位の第二中学校は、令和10年度から改築に係る国庫補助金を受けられるか否かを判定する耐力度調査及び改築校舎の配置や日常の学校活動への影響を最小限とするための工事計画などの改築基本計画を2年かけて検討していきたいと考えている。

その後、基本設計と実施設計で2年、改築工事と既存校舎の解体工事で4年間、合計8年間の事業を見込んでいる。

また、優先順位2位の朝霞第二小学校の改築事業が令和14年度から、優先順位3位の朝霞第一小学校は令和17年度から、優先順位4位の朝霞第三小学校は令和21年度頃から改築事業に着手することを考えている。

続いて、長寿命化改修だが、優先順位1位の朝霞第三中学校は令和9年度に劣化度調査、令和10年度に基本設計・実施設計、令和11年度から令和13年度の3年間で改修工事と合計5年間の事業を見込んでいる。

また、優先順位2位の朝霞第四中学校は令和15年度から、優先順位3位の朝霞第七小学校が令和20年度から、優先順位4位の朝霞第八小学校は令和23年度頃から事業に着手することを考えている。

最後に大規模改修だが、現在実施中の朝霞第十小学校に続いて、令和12年度から朝霞第一中学校、令和14年度から朝霞第四小学校の大規模改修に着手することを考えている。

なお、この実施計画だが、計画期間の中間期の令和12年度に見直しを図る予定である。

また、上位計画の改定に係る今後の計画見直しについては、実施計画表の下に、財政状況や劣化状況のほか、上位計画の改訂や将来的な施設の方向性の検討結果に応じて見直しを行うことを記載している。

続いて、計画書43ページをご覧いただきたい。

今後の長寿命化等に係るコスト試算である。本計画の上位計画である公共施設等総合管理計画では、建物を長く使うこと、長寿命化を図ることで、改修等のコストを平準化させることとしているが、学校施設においては、表の①従来型と②長寿命化型を比較すると、長寿命化を図る方がコストが増えてしまう結果となっている。この理由としては、学校施設が築年数の古い建物が多いことに起因している。

しかしながら、従来型で改築や改修を進めていくことは、改築対象校の4校をすぐに

改築する必要があるなどの課題があるため、適宜修繕を行いながら、段階的に改築や改修を行うことで、建物の老朽化と対策費用の平準化をバランスよく進めていきたいと考えている。

最後に、今後の予定だが、本日の序議で承認いただいた後、全員協議会で計画の素案について報告をしたいと考えている。

その後、市民コメント及び職員コメントを実施し、計画案を取りまとめたいと考えている。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、2回の政策調整会議で審議をしている。

まず、10月27日の政策調整会議の審議結果を報告する。

「朝霞第二中学校の改築の優先順位が高いのはわかるが、緊急性が高いのに10年も掛けて大丈夫なのか。」との質疑に対し、「まずは耐力度調査を行い、補助金の対象になるのか判断したい。その後、基本計画の作成に2年間を見込んでいるのは、新しい教育方針等を踏まえてどのような学校施設が必要なのか十分に議論するためである。」との回答があった。

次に、「延命化すれば80年までは使えるという認識でよいか。」との質疑に対し、「鉄筋コンクリートや建物だと60年の寿命だが、屋上防水や外壁改修工事を行い長寿命化することで80年までは使える見立てをしている。」との回答があった。

次に、「朝霞第二中学校の改築工事にかかる概算費用は適正か。直近で実施した六小、九小の増築工事を参考に単価を検討してもらいたい。」との質疑に対し、「直近の工事を参考にして単価を見直す。」との回答があった。

最後に、「工事の終了時期は変えずに、計画の始まりを後ろ倒しにすることはできないか。」との質疑に対し、「令和8年度、9年度の基本設計に入る前であれば短縮できる余地があると考えるため、検討したい。」との回答があった。

続いて、11月6日の政策調整会議の審議結果を報告する。

「誤字等が見受けられるので、精査する必要がある。」との質疑に対し、「内容を精査し、文章を見直す。」との回答があった。

これらの審議の結果、必要に応じて修正し、序議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

4 令和7年第4回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(又賀市長公室長)

議案第72号 第6次朝霞市総合計画基本構想である。

本市は平成28年度に令和7年度を目標年度とする第5次朝霞市総合計画を策定し、各種の政策を推進してきたところであるが、令和7年度をもって計画期間が終了するところから、朝霞市総合計画条例第4条の規定に基づき、本案を提出するものである。

本構想を策定するに当たっては、市民意識調査や分野別市民懇談会により、市民の参加に努めたほか、朝霞市総合計画審議会を令和5年8月に設置し、15回の慎重な審議をいただき、本年10月8日に答申をいただいた。

本構想は、将来像に「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞」を掲げ、「将来像実現のための基本方向」と「共通理念」で構成している。

なお、第6次総合計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間としている。

(瀬総務部長)

議案第73号 令和7年度（2025年度）朝霞市一般会計補正予算第3号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、3億6,185万9,000円の増額で、これを含めた累計額は、551億4,170万2,000円となっている。

継続費の補正については、仲町市民センター施設改修事業について、総額及び年割額を変更するほか、市道2168号線道路擁壁改修事業について廃止するものである。

繰越明許費については、戸籍システム及び戸籍附票システム標準化事業などについて、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

債務負担行為の補正については、議長車等運行業務事業など10事業について、来年度以降に滞りなく事業を執行するため設定するものである。

地方債補正については、道路改良事業債など3件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

それでは、歳入歳出の概要を説明する。

まず歳入であるが、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などを減額する一方、新たに地域診療情報連携推進費補助金などを計上するほか、障害者自立支援給付費負担金などを増額することにより、3億2,562万2,000円増額している。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金などを増額することにより、1億5,794万1,000円増額している。

寄付金は、新たに衛生費寄附金などを計上することにより、184万円増額している。

繰入金は、公共施設マネジメント基金繰入金を減額する一方、財政調整基金繰入金を増額することにより、3億8,575万円増額している。

諸収入は、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金に係る返還金を計上する一方、新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金を減額することにより、6,629万4,000円減額している。

市債は、道路改良事業債などを減額することにより、4億4,300万円減額している。

次に、歳出であるが、職員等の給与改定及び人事異動等に伴う人件費補正を含めて計上している。

まず、議会費は、議員報酬を減額することなどにより、858万3,000円減額している。

総務費は、機構改革に伴い庁舎等管理工事や庁用器具購入費などを増額する一方、標準準拠システム借上料や仲町市民センター施設改修工事などを減額することにより、1億1,122万1,000円減額している。

民生費は、介護給付・訓練等給付費負担金や生活保護費を増額することなどにより、8億7,014万4,000円増額している。

衛生費は、各種個別予防接種委託料などを減額する一方、新たに保健センターのLAN配線工事を計上するほか、クリーンセンターの光熱水費を増額することなどにより

8, 811万5, 000円増額している。

農林水産業費は、勤勉手当を減額することなどにより、266万9, 000円減額している。

商工費は、産業文化センター指定管理料を増額することなどにより、61万8, 000円増額している。

土木費は、側溝清掃委託料や市道2号線道路擁壁改修工事に係る家屋調査委託料などを増額する一方、市道2168号線道路擁壁改修事業に係る道路改良工事などを減額することにより、4億2, 619万円減額している。

教育費は、新たに東朝霞公民館施設改修工事を計上するほか、小学校の通級指導教室整備に係る校用器具購入費や校舎改修工事を増額することなどにより、7, 737万3, 000円増額している。

公債費は、借入額の確定に伴い、1億2, 572万8, 000円減額している。

以上が、今回の補正概要である。

(益田上下水道部長)

議案第74号 令和7年度（2025年度）朝霞市水道事業会計補正予算第2号である。

今回の補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定に伴うものである。

補正の概要として、収益的支出であるが、損益勘定支弁職員の給与費を617万5, 000円増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

(益田上下水道部長)

議案第75号 令和7年度（2025年度）朝霞市下水道事業会計補正予算第2号である。

今回の補正予算は、下水道使用料の改定に係る経費及び人事院勧告に基づく給与改定等に伴うものである。

補正の概要として、まず、収益的支出であるが、下水道使用料の改定に係るシステム改修及び周知を実施するため、委託料及び印刷製本費を349万2, 000円増額するものである。

次に、資本的支出であるが、資本勘定支弁職員の給与費を704万7, 000円増額している。

なお、資本的支出の増額に伴う資本的収支の不足額は、建設改良積立金で補てんするものである。

以上が、今回の補正概要である。

(又賀市長公室長)

議案第76号 朝霞市部室設置条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、福祉部とこども・健康部の2部を福祉部、健康部、こども部の3部に再編することに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(小笠原監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長)

議案第77号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用

等の公営に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、国の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を、国の選挙に応じて引き上げるものである。

なお、この改正については、令和8年1月1日から施行したいと考えている。

(又賀市長公室長)

議案第78号 朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、今後の地域共生社会に向けた仕組みづくりやこども政策の推進、老朽化する公共施設の更新や維持管理などに人的に対応する必要があることから、市長の事務部局を643人から682人に39人増員するものである。

この改正により市全体の職員定数は869人となる。

なお、この改正については、公布日から施行したいと考えている。

(濱総務部長)

議案第79号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、令和7年8月7日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で3.302%、金額で1万791円引き上げるとともに、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025か月分、引き上げ、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の6月期と12月期の支給月数を改め、通勤手当については、自転車使用者のうち、10km以上の距離区分について、200円引き上げるとともに、自動車等使用者のうち、15km以上の距離区分について、400円から7,100円の幅で引き上げ、職員の職名について、「専門員」を「副主幹」に改めるものである。

なお、これらの改正のうち、給料、通勤手当及び令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、公布の日から、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の期別の支給月数、並びに職名の変更については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(濱総務部長)

議案第80号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、朝霞市職員の給与に関する条例において通勤手当及び期末・勤勉手当の引き上げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の給与において、通勤手当を新設するとともに、期末手当について、令和7年12月期の支給月数を0.05か月分引き上げ、令和8年度以降については、6月期と12月期の支給月数を改めるものである。

なお、これらの改正のうち、令和7年12月期の期末手当の支給月数については、公布の日から、通勤手当の新設及び令和8年度以降の期末手当の期別の支給月数については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(紺清市民環境部長)

議案第81号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住民基本台帳の一部の写しの閲覧方法が、紙の台帳の閲覧から、閲覧用のデータを抽出して対応する方法になることから、1冊4,000円から1件個人ごとに200円となる手数料の改正を

行うものである。

なお、この改正については、令和8年1月1日から施行したいと考えている。

(堤田こども・健康部長)

議案第82号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、児童福祉法の改正に伴い、引用条項の整理を行うほか、国の基準が改正されたことにより健康診断の規定の改正を行うものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(堤田こども・健康部長)

議案第83号 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、児童福祉法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(益田上下水道部長)

議案第84号 朝霞市下水道条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、下水道施設の老朽化や物価上昇に伴う費用の増加、荒川右岸流域下水道維持管理負担金の値上げなどに対応するために必要な財源を確保し、下水道事業を健全かつ持続的に運営していくことを目的として、下水道使用料の改定を行うものである。

なお、この改正については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

(松岡都市建設部長)

議案第85号 令和6年議決第62号の一部変更についてである。

概要については、東武東上線を跨ぐ浜崎陸橋の改修工事に係る協定について、令和6年議決第62号の一部を変更するものである。

変更内容は、協定の金額を2億7,115万7,000円から2億6,321万円に減額するものである。

(濱総務部長)

議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてである。

内容については、朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、陶山憲雅氏の任期が令和8年3月31日をもって満了となるが、同氏を再び委員に推薦したく、提案するものである。

陶山氏の経歴については、令和5年4月から人権擁護委員として活躍中であり、次期の任期についても引き続きお願ひしたいと考えている。

陶山氏は、人格、識見ともに高く、人権の擁護に関し深い理解と経験を有し、人権擁護委員として最適な方であると確信している。

(松岡都市建設部長)

議案第87号 朝霞市駐車場設置及び管理条例を廃止する条例である。

内容については、北朝霞駅東口広場、朝霞駅南口広場、朝霞駅東口広場の駐車場を民間事業者に貸付するため、本条例を廃止するものである。

なお、本条例については、令和8年4月1日から施行したいと考えている。

【意見等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する

【閉会】